

# 福岡・大分インバウンド周遊促進キャンペーン運営業務 企画提案公募実施要領

下記のとおり、「福岡・大分インバウンド周遊促進キャンペーン運営業務」（以下、「事業」）に関する請負業務の企画書を募集します。応募される方は、以下の事項に留意のうえ応募してください。

## 1. 事業目的

令和 4 年 10 月からの水際対策の大幅な緩和により訪日外国人旅行者は順調に回復してきており、令和 5 年 3 月の福岡県内の空港からの外国人入国者数は令和元年同月比 8 割となった。

福岡空港の令和 5 年 6 月の直行便数も、令和元年同月比で 9 割以上回復しており、引き続き東アジアを中心として、訪日外国人旅行者は順調に増加していくことが期待される。

さらに足元では、令和 6 年 4 月から 6 月にかけて、福岡県・大分県・JR グループが共同で開催する国内向け大型観光キャンペーン『福岡・大分デスティネーションキャンペーン』を契機として、両県内の体験コンテンツの掘り起こし・磨き上げを実施しているところである。

このように両県内において、観光誘客の機運が高まる中、これらの体験コンテンツを訪日外国人旅行者向けにも展開し、さらに、両県を訪れた方に、両県の魅力を Instagram にて投稿してもらうキャンペーンを実施することで、福岡県・大分県の周遊を促進させるとともに、さらなる認知度向上を図る。

## 2. 事業概要

- (1) 事業名 福岡・大分インバウンド周遊促進キャンペーン運営業務
- (2) 実施主体 (公社) 福岡県観光連盟・(公社) ツーリズムおおいた (以下、「連盟等」)
- (3) 事業内容 別添「仕様書」のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和 6 年 3 月 20 日 (水) まで
- (5) 委託上限額 7, 000, 000 円 (消費税及び地方消費税含む)
- (6) 成果物

### ①事業報告書

紙媒体：A 4 判冊子 6 部

電子媒体：Word、Excel、PowerPoint (において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方 1 部)

### ②制作物

本事業の遂行にあたり制作物があれば提出すること。

## 3. 提出書類

- (1) 企画提案書・・・A 4 判 (タテ・ヨコは任意)、正本 1 部、副本 5 部
- (2) 見積書 (項目ごとに積算)・・・A 4 判 (タテ・ヨコは任意)、正本 1 部、副本 5 部
- (3) 上記 (1)・(2) の P D F データ (正本・副本ともに必要)

※ 正本のみ応募事業者が判るようにすること。副本には、応募者が特定できるような社名・デザインを記載しないこと。

※ 見積書の各項目については税抜価格で記載し、消費税は最後に加算すること。

#### 4. 企画提案で求める内容

下記の項目について提案を行うこと。提案にあたっては、具体的根拠や理由を明確にしたうえで、説得性の高い提案書となるよう留意すること。

- (1) 本事業を通して期待される成果および KPI について
  - ・本事業を通して期待される効果について、記載すること。また、数字で示せるものは、数字を用いて示すこと。
- (2) キャンペーンページの制作について
  - ・ページのデザイン案（日本語）を示すこと。
  - ・効果的にキャンペーンへの参加を促す工夫を提案すること。
- (3) キャンペーンページへのサイト誘導広告について
  - ・対象国のどのような層をターゲットにするのか、またその選定理由について示すこと。
  - ・キャンペーンページへ誘導する広告媒体とその選定理由、媒体毎の誘導回数など、効果的に誘導する工夫について提案すること。
- (4) キャンペーンの運営について
  - ・本事業の目的を達成するため、最適な方法を提案すること。（ハッシュタグ、景品、PR ツールの案について）
  - ・事業の目的を達成するために効果的な独自提案があれば、提案すること。
- (5) 会社概要
  - ・会社概要、責任者・担当者の役職・氏名および連絡先（電話、メールアドレス等）について記載すること
- (6) 事業体制
  - ・本事業への取り組み体制(人員・経験等)について、明確に説明すること。
  - ・海外で行われる業務の場合、海外事務所等のネットワークを有している場合は、その概要等について具体的かつ詳細に説明すること。
  - ・業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、企画提案書に再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲等について記載すること。
- (7) 業務スケジュール
  - ・本事業への取り組みに関する作業工程、作業フローについて、図表等を用いてわかりやすく明示すること。
  - ・御社の強みについて記載すること
- (8) 類似事業の受託実績
  - ・過去に受託した類似事業の実績や成果について示すこと。
- (9) 見積書
  - ・見積書の各項目については税抜価格で記載し、消費税は最後に加算すること

#### 5. 参加要件

企画提案は単独の法人、個人のほか、複数（以下、「共同企業体」という）での提案も認める。共同企業体の場合は代表者を定め、以後の手続きは当該代表者が行うこと。単独の場合は、(5)を除く全ての要件を満たすこととし、共同企業体の場合は(1)から(7)の要件を満たすこと。

- (1) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく清算の開始、破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産の申し立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていないこと。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者であって、再生計画の認可が決定し、又は更生計画の認可の決定が確定した者を除く。)
- (2) 営業に関して、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていること。

- (3) この公示日から審査会実施日までの間において、指名停止の措置を福岡県及び大分県から受けていない又は受けることが明らかでないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 項第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体構成員として重複参加をしないこと。
- (6) 原則として 1 年以上の営業実績を有していること。
- (7) 同種・同規模の業務に関する実績があること。

## 6. 公募のスケジュールについて

- (1) 公告 令和 5 年 7 月 12 日（水）
- (2) 質問受付 令和 5 年 7 月 12 日（水）～令和 5 年 7 月 19 日（水）  
※質問の期限は 7 月 19 日（水）17 時とし、質問は末尾記載のメールアドレスあてにメールすること。  
件名は「【質問】インバウンド周遊促進キャンペーン」とすること。
- (3) 質問の回答 令和 5 年 7 月 21 日（金）17 時までに連盟等のホームページに掲載
- (4) 参加表明 令和 5 年 7 月 26 日（水）17 時まで  
※参加表明は末尾記載のメールアドレスあてにメールを送付すること。  
件名は「【参加表明】インバウンド周遊促進キャンペーン」とし、本文に担当者名を記載すること。
- (5) 提出期限 令和 5 年 7 月 31 日（月）17 時まで（必着）  
※郵送もしくは持ち込みによる提出と併せて、正本・副本の PDF データを末尾記載のメールアドレスあてにメール すること。（データが 8MB を超える場合はデータ便にて提出すること。）
- (6) プレゼンテーション 令和 5 年 8 月 2 日（水）  
※時間帯については個別に通知  
※応募者多数の場合は、事務局による書類審査を実施し、上位数社を対象としてプレゼンテーションを実施（7）
- 結果通知 令和 5 年 8 月 4 日（金）までに通知  
※メールによる通知
- (8) 契約締結・業務開始 令和 5 年 8 月上旬予定

## 7. 提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案に関する一切の費用は各社負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) プレゼンテーションについて、応募者多数の場合は、事務局による書類審査を実施し、上位数社を対象として実施することとする。
- (3) 審査の過程で、メールや電話等でヒアリングを行い、追加資料を求める場合がある。
- (4) 提出された提案書、審査内容については公表しない。
- (5) 提出された提案書等は、必要に応じ複写ができることとする。
- (6) 本企画提案の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とする。

## 8. 審査基準

- (1) 事業目的の理解度（海外向け SNS 投稿キャンペーンの知見に優れ、事業趣旨を十分に理解した企画内容であること）
- (2) 提案内容の優良性（企画案の実施によって高い事業効果が期待される内容であること）
- (3) 業務遂行の確実性（適切な事業体制、業務スケジュール、過去実績等より実現可能な企画、運営、実施方法であると判断されること）

(4) 見積り目の妥当性（所要経費の積算は企画内容に対し妥当なものであること、または、それ以上の効果が期待できること）

## 9. 選考・決定方法

(1) 本事業を委託する者を選定するために 5 名程度の委員からなる選定委員会を設置し、企画提案書の内容を踏まえて審査を行う。

(2) 審査結果は、企画提案書を提出した者（共同企業体による提出の場合はその代表者）に対し電子メールにて速やかに通知する。

(3) 審査員による採点の平均点が基準点を満たさない場合は、不採用となる場合がある。

(4) 委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて協議の上契約する。

(5) 本要領に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実施段階において、予算や諸事情によって変更する場合がある。

(6) 企画提案を採用した場合においても、連盟等と協議して進めていくものとし、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。また、契約前に詳細な協議を行い、企画の一部を変更する場合がある。

## 10. 書類の提出及び問い合わせ先

「6. (2) 質問受付」および「6. (4) 参加表明」については、下記の担当者あてに電子メールを送付すること。

(公社) ツーリズムおいた

住所：〒870-0029 大分県大分市高砂町 2 番 50 号 OASIS ひろば 21 (3F)

担当：誘致営業部 海外誘致営業課 佐藤・川上・笠置

電話：097-536-6250

E-mail：oita-japan@we-love-oita.or.jp

以上